

CDM植林人材育成事業（継続）

【平成19年度概算決定額 18,105（20,016）千円】

事業のポイント

CDM植林プロジェクトの企画、実施、モニタリング等を担う人材を育成します。

（事業の背景等）

- ・ CDMへの民間事業者等による取組を推進するため人材育成を行うことが京都議定書目標達成計画に明記されている。
- ・ 途上国においては、温暖化対策としてCDM植林を持続可能な森林経営に資するものとしても活用したい意向がある。
- ・ 途上国においても、先進国においても、CDM植林プロジェクトの実施等にかかる人材や能力が不足しており、CDM植林の推進を図るためには、途上国、先進国の双方で人材育成が必要となっている。

政策目標

事業対象国の持続可能な森林経営に同事業がどれだけ寄与したかについて最高度の評価を獲得。

（5段階評価のアンケート調査を実施し、事業対象国から最高点の評価値を得る。）

<内容>

1. 途上国におけるCDM植林プロジェクト実施にかかる人材育成

途上国において、事業適格性の判断能力や事業の企画能力等の養成を目的とし、CDM事業に関心を有する者を対象に、講義や現地視察等を含む研修を実施します。

2. 我が国におけるCDM植林プロジェクト実施にかかる人材育成

国内において、事業適格性の判断能力や事業の企画能力等の養成を目的とし、CDM事業に関心を有する者を対象に、講義や、国際フォーラム参加等を含む研修を実施します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成15年度～19年度（5年間）

[担当課：林野庁計画課]